

各 位

糸満市長 上原 昭
(公印省略)

糸満市における新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う要介護・要支援認定
の更新手続きについて (お願い)

平素は、本市の介護保険事業の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、みだしの件について、4月23日付けの通知により取り扱ってきた通常対面で行われる
更新の申請受付については、感染防止の観点から引き続き郵送による手続きを可能とします。
郵送手続きによる必要書類等については、下記のとおりです。新規申請の手続きについては、
従来通り窓口での対応となります。

なお、窓口において申請手続きを行う場合は、感染拡大を防ぐための措置を講じたうえで
お越しくさるようご協力をお願いいたします。

また、4月20日からの特例措置として認定調査は実施していませんでしたが、5月21日
以降の申請分については適用せず、施設等において面会禁止の措置をとった場合を除き、認定
調査を実施することになりましたので、あわせてお知らせします。

何かご不明な点があれば、糸満市ホームページをご覧くださいか、下記までお問い合わせく
ださい。

記

1. 更新申請に必要な書類

- ① 介護保険 (要介護更新認定・要支援更新認定) 申請書
※糸満市が送付した更新申請書で申請する場合、②の委任状は不要です。
- ② 代理人が申請する場合は委任状。ただし、本人の被保険者証の写しを添付できる場合、
委任状は不要です
- ③ 代理人の身分証 (運転免許証・居宅介護支援専門員証等) の写し

2. 申請日の取り扱いについて

通常、窓口で申請書を受理した日を申請日として取り扱いますが、郵送で行う場合、原則、
消印日を申請日として取り扱います。

3. 取り扱いの終了について

当該取り扱いの変更、終了等については、社会的状況をみながら検討します。臨時的な取
り扱いであることをご理解ください。

糸満市 介護長寿課 認定給付係
電話 098-840-8133